

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		条例第 3 7 条第 1 項第 3 号イに掲げる排出水を排出する工場又は事業場の一時停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 4 7 条第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話: 048-829-1331)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 7 条第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、排出水の排出による農業被害、漁業被害、取水機能への障害等を生ずるおそれがあると認めるときであつて、かつ、排出水の汚染状態に係る規制基準に適合させることが一時停止命令以外にないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		